

令和4年第4回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和4年5月20日(金) 開会14時00分 閉会14時43分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 十 楽 さ ゆ り
 教 育 政 策 課 長 //
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子
 学 校 教 育 課 長 原 田 剛
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新南陽総合支所地域政策課係長 金 子 武 史
 熊毛総合出張所次長 家 永 敦 夫
 鹿野総合出張所次長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司
 教育政策課主査 松 村 美 由 紀

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第10号 周南市学校運営協議会委員の委嘱について
3	報告第11号 周南市教育支援委員会委員の委嘱について
4	報告第12号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
5	報告第13号 周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
6	議案第13号 令和4年度周南市一般会計補正予算要求について

7 委員会協議会

- (1) 周南市人権教育推進協議会委員の委嘱について (報告者:人権教育課)
 (2) 共催及び後援大会等一覧表 (報告者:該当課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和4年第4回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「片山委員さんと吉本委員さん」をお願いいたします。

2	周南市学校運営協議会委員の委嘱について
---	---------------------

教育長

続きまして、日程第2、報告第10号「周南市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

はい、それでは報告に入ります前に、議案書の訂正をお願いいたします。

9ページをお開きください。学校名、2番目の欄になります、「和田小学校、和田中学校（合同）」というふうな記載がございます。申し訳ございません、昨年度のものが残っております。今年度につきましては和田小学校のみということですので、「和田中学校」と「（合同）」を消していただきますようお願いいたします。大変失礼をいたしました。

それでは改めまして、報告第10号「周南市学校運営協議会委員の委嘱について」ご報告いたします。議案書の1ページから17ページまでとなります。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページをご覧ください。本協議会は、周南市学校運営協議会規則により、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者及び地域住民等による学校運営への参画・支援・協力を促進することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めることを目的に設置されております。

学校運営協議会委員は、令和3年度末、3月31日をもちまして、2年間の任期が満了いたしました。そのため、周南市学校運営協議会規則第5条に^{のつと}則り、議案書2ページから17ページの皆様に、令和4年4月1日付で令和6年3月31日までの2年間を任期とする委嘱を行いました。

なお、氏名の右隣の区分には、別に参考資料としてお配りしております、周南市学校運営協議会規則第4条の各号に該当する番号を記載しております。それぞれの関係機関等の決定に時間を要し、このたびの報告となりました。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

教育長

はい、ありがとうございます。

それではこの件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

岡寺委員

少し聞いていいですか。私も学校運営協議会に入っているものですから、少し気になるところなのでお聞きしたいのですが、各学校にいくらかお金が行っていると記憶しているのですが、それは、^{すべて}全ての学校が同じような使い方なのか、それともいろいろな使い方があるのですか。

どのような使い方をされているかなど、気になったのですが。

学校教育課長

はい。それぞれの学校運営協議会で、話し合われた活動の実費等に使われることが多いと認識はしています。ですから、それぞれの学校ですので、特段こういう活動に、ということではないと思いますが。

教育部長

一つの団体当たり5万円で均等に補助をされていると思います。内容につきましては、今課長が言いましたとおりですね、それぞれの運営協議会によって特色のある、独自の活動に充てただけにいるということです。詳細については私の方で覚えていないので申し訳ないですけど。ついこの間見たのですが、それぞれいろいろな特色がある活動といたしますか、工夫されて使われているというふうに記憶しています。

岡寺委員

ありがとうございます、突然聞いてすみません。ちょっと何かアイデアがあったら知りたいなというのがありまして。

学校教育課長

それはまた、お示ししていきますので。

岡寺委員

はい。また教えていただけたら。ありがとうございます。

教育長

はい。その他ありますでしょうか。

松田委員

はい、すみません。気付きというかですね、学校運営協議会の委員さんの人数が年々増えていきますよね。例えば、令和2年度のこの会では678名だったのが、今回は719名。それで、この内容をざっと見させていただいたら、やっぱり各学校の状態によって、どういう方を委員として入れられたっていうのは、工夫がなされているように思いますが、実際に、元々の学校運営協議会の狙いとして、今回いただいた参考資料の前後についているように、いわゆる内容的には学校運営協議会自体で協議される内容の中に、教育目標や学校運営計画に関することとか、教育課程の編成に関することとか。それ以外に校長が必要と認める事項というのがあって、それについてもみんなで意見をいろいろ出し合って、地域の子どもを育てるということになってきていると思います。

併せて、確か27年度ぐらいに、文科省も学校支援の形での運営に関する意見をいろいろもらうことが必要であるということから、要するに協議会の新たな役割として、いわゆる地域の支援に関わる人も入ってくださいというような事例が出されて、このように各学校においてメンバーが増えてきている。

もちろん、この協議会については校長が学校で必要と認めたもので、教育委員会がその方を認めていくという形になっているので、中身についてどうこう言うわけじゃないのですが、最初に申しました、元々の基本である学校運営の教育目標とか、計画に関する提案を4月に行いながらみんなで協議して、それから活動する人も含めて、運営協議会を運営していくっていうのは、人数が増えれば増えるほど大変ではないかなという思いもあります。

逆に、先ほどから申しますように、地域の方がいろんな形で関わってくださるという良さもある。両方の面があるなということでメンバー表を見せていただいて、やっぱり忘れてならない

のは、この運営協議会で学校運営へ対する評価等も行っていますよね。そこの辺りをしっかり見ていって、この学校運営協議会が機能していくようにしていかなければならないという思いを持っております。

なぜかという、地域の方たちの協力はとてもありがたいのですが、やはり学校が行事をするとか活動をするとか、その面だけでいろいろ力を合わせていくという上に、子ども達をどう育てていくべきか、というところを大事にするということが必要ではと常々思っております。だから地域の方々の参画は大変ありがたいし、この運営する中核となる母体にたくさんの方が関わっていかれるとはいいことだけど、やはり本質のところをきちんと捉えながら、教育委員会もアドバイスしていただけたらいいかなというふうに思っています。評価書も、確か公開する義務があるように思いますので、そのあたりでも見ていく必要があるのかなというふうに、私個人としては思っています。

それで、先ほど人数が増えたことによって、そういう母体は大きくなって、活動も活発になっていくけれど、本来の趣旨のところの子ども^{つな}の育成とどう繋げていくか、大変難しいことであるだろうけれど、大事なことかなというふうには考えています。

そう思いながら、区分を明記していただいたので、内容を見ていくと、やはり7番とか8番、関係行政機関の職員の方とか、それからその他教育委員会が適当と認める者という形での参画の割合が多い学校と、逆にそういう形ではなくて従来のものでいっている学校等もあるようにお見受けしました。ただ正確にはどの区分に入れていかれるかっていうのは、それぞれの捉え方もちよっとあるようで、例えば関係学校の校長先生を見ると、6に入っていたり、7に入っていたり、8に入っていたりとかいろんな形はあるので、これを一律にする必要はないかもしれませんが、やはりこのメンバーを揃えていくという意味でここに規則で示されている1から8に、それぞれの意味合いがあって、特に先ほどのように地域の方の学校支援の立場で入っていただく方をどういう形で捉えるとか、学校運営にかかわるものをどう捉えるかというのを意識しながら、学校としては構成していかれる必要があるのではないかなというふうに思いました。学校運営協議会を核としたコミュニティスクールの活動も盛んになっていますが、そろそろ定着してきたので、これからは質的なもので振り返りも必要かなというふうに思っております。

併せて、先般、県で教育委員の研修会がありましたけれど、その折にもマネジメントということで、先ほどの学校教育目標を提案するに当たっては、運営協議会の中でも、あらかじめ次年度に向けた教育目標の策定に向けての事前準備を、早めにしておかないといけないなという話も出ました。要するに校長のマネジメントに関わるところですけど、そういうふうに地域の方に関わっていただくのなら、学校運営の立場上、先を見通してあらかじめ計画的に、サイクル的に回していく必要もある、ということその研修で感じましたので、一応その視点もお伝えしておこうと思います。

教育長

ありがとうございます。何かコメントありますか。

学校教育課長

はい。今おっしゃられたとおりですね、やはり学校運営協議会というのは、第一義には学校運営の承認であると、経営方針を承認いただくということが第一義だというふうに私も認識をしております。教育委員会としてもそうだと思います。ただ、学校運営並びに子どもの育成を目指すためには地域の力を借りなければなかなか実現できない。そのために、このように人員が膨らんでいる実情は確かにあるかと思っております。整理するというか、各学校の課題、そして地域

性そういったものを大事にしながらも、学校については人選等について指導をしていく必要があると思っております。

最後に申されました、学校長のマネジメントに関しましては、学校によっても異なるのですが、一番最後の学校運営協議会、年度末ですね、学校運営協議会で次年度の学校経営方針等について示して、あらかじめ次の年のサイクルの方向性を決めている学校もございます。そのような動きをしっかりと作っていくよう、こちらとしても、指導していきたいと思っております。

ありがとうございます。

教育長

その他、学校運営協議会関係よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第10号を承認いたします。

3	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
---	---------------------

教育長

続きまして、日程第3、報告第11号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

失礼いたします。18ページ、報告第11号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

19ページをご覧ください。周南市教育支援委員会につきましては、周南市教育支援委員会規則に基づき、障害のある子どもの適切な教育支援について協議し、情報提供や助言等を行っております。新たに今年度の委員の委嘱を行いましたので、報告させていただきます。

委員の任期は、第4条により令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。周南市教育支援委員会規則第3条により、当委員会の委員は、幼・小・中学校長会長、特別支援学級設置校の校長の代表者、特別支援学級担当教員の代表者、児童相談所職員、専門医（精神科、内科、小児科及び耳鼻咽喉科）、学識経験者、その他教育委員会が特に必要と認められた者で組織されることとなっております。議案書にお示ししている皆様に委嘱をいたしました。各機関の代表者の選出や選任に時間を要し、このたびの報告となりました。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

教育長

はい、ありがとうございます。それでは、この件につきましても、ご質問がありましたらお願いいたします。

岡寺委員

昨年もその前も聞いたかもしれませんが、委員会の内容というか、どういったことを今、されてらっしゃるかっていうのは、少し聞かせていただけたらなと思います。

教育長

では委員会の審議状況等について。

学校教育課長

教育支援委員会は、年間4回開催をされます。それぞれについて、取り上げる内容というのは若干異なってくるのですけれども、第1回につきましては、年度途中の特別支援学級等への措置替えのための審議、それから、年度改まったの通級指導教室等への更なる通級の判定を行っております。第2回こちらがおそらく一番メインとなると思いますが、次年度の特別支援学級等への措置替え等の審議が行われます。第3回につきましては残りの審議、第4回につきましては次年度の通級指導教室の該当児童の通級判定、継続審議、そのような内容になっております。

教育長

はい。よろしいですか。

岡寺委員

通級でいいのですか。

教育長

措置替えっていうのが、通常学級にいる児童生徒を、特別支援学級に行った方がいいのではないかという審議です。通級指導というのは、なかなか大勢の中で学習するのが困難な児童生徒がいたときに、その子だけを抜き出して、別の部屋で担当者がその困り感というものの解消を目指しながら様々なサポートをしていくっていうことを行う、その必要性を検討するということで、通級指導の検討が行われているということになります。

岡寺委員

はい。わかりました。ありがとうございます。

教育長

その他、質問ございますでしょうか。

松田委員

委員会では、先ほどのようなことをされているということですが、対象となるお子さんたちの情報をいろいろ集めたりするのは、結構大変ではないかなというふうに思っていますが、それは実際には事務局の方で個別に行われているのでしょうか。

学校教育課長

はい。基本的には未就学児につきましては、園から園、幼稚園、保育園、認定こども園そのようなところからの申入れと、それから訪問を担当指導主事がしますので、そちらで得た情報等を参考に審議をしていきます。在学中の小・中学生につきましては、基本、学校からの情報を基に、こちらでも訪問しながら確認いたしますが、その情報で審議をしております。

松田委員

特別支援教育の充実を含めて、対象となるお子様方のニーズも増えてきているので、今のようには幼稚園、保育園から小学校、小学校から中学校へ行く間の連携も大変だし、同じ学校での状況把握もあって、細やかにやろうと思えば思うほど、時間と労力と配慮が必要であるということも併せまして、また専門的な知識も必要かと思えますし、それを審議されるこの委員会も数的に増えれば、重要度も増してきていると思います。そういうことしか言えないのですが、何か配慮も対応でもできればいいかなというふうに思っています。やっぱり個別に一人一人のニーズに応じて対応するっていうことは、言葉はとてもきれいですけれども、必要なことなのですが、やはりそこに対応していくためには、それなりの制度というか、充実も必要ではないかなというふうに思

っています。

教育長

よろしいでしょうか。

他にはございますでしょうか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第11号を承認いたします。

4	周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
---	--------------------------------

教育長

続きまして、日程第4、報告第12号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

報告第12号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」をご報告いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

周南市立学校給食センター運営審議会は、周南市立学校給食センター運営審議会規則に基づき、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関してご審議いただくもので、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面による審議、議決となりました。その中で、委員から「市が給食費を一括管理したことで、学校事務が助かっている」などのご感想をいただいているところです。

21ページをお願いいたします。このたび、教職員の人事異動や、PTA役員の改選に伴い、周南市立学校給食センター運営審議会規則に基づき、審議会委員の解嘱及び委嘱を行うものです。

上段の表には、令和4年3月31日付で解嘱する8名の委員の一覧を、また、下段の欄には、令和4年4月1日付で新たに委嘱をする8名の委員の一覧でございます。なお、新たに委嘱された方の委嘱期間は、前任者の残期間となる令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。以上でございます。

教育長

はい。ありがとうございます。それでは、この件につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

松田委員

先ほど給食費の納入についてお話がありましたけれど、本年度のいわゆる口座引落としというのは、どのくらいの割合になっているか、もう把握できていますか。

学校給食課長

まだ5月末に1回目が落ちることになっていますけど、今、口座の登録が95.3パーセントとなっております。

松田委員

いいですね。ありがたいですね。併せまして、これは直接関係ないのですが、家を出る前に給食費のいわゆる値上げについて、他県でちょっと話題になっていて、年間4千円とか上がっていくという。今の物価高騰の折ですね、非常に苦労されていると思いますけれど、また状況がわかれば早めに教えていただければと思います。

教育長

よろしいですかね。今後の推移でまた報告があればお願いいたします。

何かコメントございますか。

学校給食課長

はい。令和3年から今年にかけて原材料の高騰による学校給食の仕入価格というのが、だいたい平均で約1割位は上がっているところです。現状は栄養バランスとか量とか質といったものを維持して、献立や食材の選定を工夫することで、安心安全な学校給食の提供をしておるところですけれども、この4月に国の方から新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の活用事例ということで、学校給食等の負担軽減など、子育て世代の支援を行う事業として、食材費の増額分の負担とか支援といったものが活用事例として示されました。そういった交付金とかを今後、活用を検討しながら、しばらく物価が高騰するのではないかと思いますけれども、今までどおり安心安全な給食を提供していきたいと思っております。

松田委員

はい、ありがとうございます。

教育長

その他、給食関係で何かございますでしょうか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第12号を承認いたします。

5	周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

教育長

続きまして、日程第5、報告第13号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

報告第13号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」説明いたします。

議案書22ページ、23ページをお願いします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

図書館協議会は、図書館法第14条により、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置できることとされております。これを受けまして、周南市では、周南市立図書館条例第8条で、周南市立図書館協議会を設置すること及び委員の任命の基準、定数、任期などを定めております。

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方並びに

学識経験者から、また、市民共同参画の観点から、一般公募の方を任命しており、現在11名の委員で構成されております。任期は2年間で、現在の委員の任期は令和3年7月1日から令和5年6月30日までとなっております。

会議は年2回開催しており、令和3年度は7月29日と3月11日に開催いたしました。その中で、図書館事業の報告を行うとともに、館の運営に生かすべく、貴重なご意見をうかがうことができました。

このたび、4月の人事異動により、周南市小学校研修会学校図書館部会部長が交代されましたことに伴い、任期途中ではございますが、図書館協議会委員を解嘱、委嘱いたしましたので報告いたします。

なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間となっております。

以上、ご報告申し上げます。

教育長

はい、ありがとうございます。それでは、この件について、何か質問がございますか。

(※異議なしの声)

教育長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、報告第13号を承認いたします。

6	令和4年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

ここで^{はか}お諮りをいたします。

続く日程第6、議案第13号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましては、市長に申し出る案件でございまして、議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点かにより、周南市教育委員会会議規則第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

教育長

これより採決を行います。

議案第13号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(※委員全員が挙手)

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第13号の審議を秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

教育長

それでは、日程第6、議案第13号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきましては、各課から説明をお願いいたします。

まず、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、学校教育課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。歳入予算、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「教育総務費補助金」677万2千円の補正予算を計上しております。これは、国庫補助金である「公立学校情報機器整備費補助金」のうち、GIGAスクール構想関連の補助対象事業について、補助金申請を行い、交付決定等を受けたことから、増額補正を行うものです。

国庫補助金の充当先事業といたしましては、議案書27ページをお願いいたします。補助金の対象事業である、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「学校ICT環境推進事業費」の委託料759万3千円に対して、253万円を充当、同費目、「GIGAスクール構想推進事業費」の委託料594万円に対して、424万2千円を充当、計677万2千円を充当することについて、財源補正を行うものです。

続きまして、「教育費」「保健体育費」「学校保健衛生費」「新型コロナウイルス対策費（衛生環境整備）」の備品購入費について、651万円を増額補正しております。これは、各学校の児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施するにあたって必要となる消毒薬や保健衛生用品等の購入費を当初予算に計上していたところですが、このたび、国の補助金を活用し、さらに感染拡大防止及び衛生環境整備に向けた備品の購入費を増額したものです。

財源といたしましては、戻っていただき議案書の25ページをご覧ください。「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「教育総務費補助金」「学校保健特別対策事業費補助金」651万円を計上しております。

以上で学校教育課の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。続きまして、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

中央図書館所管分の補正予算について説明いたします。

議案書の27ページをお願いします。中央図書館の所管事務に係る歳出予算の補正といたしまして、「教育費」「社会教育費」「図書館費」の「中央図書館改修事業費」の調査手数料及び委託料として987万8千円を計上するものでございます。

これは、この度、中央図書館空調設備機器の一部が故障し、修繕の検討を行ったところ、費用が高額になる事が判明しました。中央図書館は、昭和56年に建設され、築後40年が経過し、設備機器全体の老朽化が進んでおりますことから、更新を念頭においた検討が必要であると判断いたしまして、設備改修の設計に係る委託料として932万8千円を、設備改修時に必要とされるアスベスト含有の調査手数料として、55万円を計上しております。

戻りまして、議案書25ページ、26ページをお願いします。この事業の財源として、「市債」「市債」「教育債」「社会教育債」として830万円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございました。今、両課から説明がありましたけれども、この件につきまして、何かご質問ございましたらお願いいたします。

松田委員

以前も説明を受けたかもしれませんが、公立学校の情報機器整備費補助金の内訳、使い道、どのようなものがイメージされているのでしょうか。もう一度教えていただけますでしょうか。

教育長

学校教育課よろしいでしょうか。

学校教育課長

公立学校情報機器整備費補助金、こちらの方でよろしいでしょうか。

松田委員

はい。

学校教育課長

こちらにつきましては、G I G Aスクール構想に伴う I C T機器等に関する維持管理、それから、同じくG I G Aスクール構想に伴う教育 I C T環境に関するサポート、そのようなものを内容としております。

松田委員

実際に今、活用が進んでいますよね。その中で、今後どの辺を充実していくとか、先ほどの維持管理とかがってというのは、何に当たるのか。

教育長

具体例が何かあれば。

学校教育課長

具体的には、それぞれの業務記録がございますけれども、回線トラブルであったり、もちろん機器等の接続トラブルそういった故障等に対する委託業務をお願いしておりますので、そういった内容が多くございます。

松田委員

いわゆる、補正予算の組替えの話だろうと思うのですが、実際にすごく活用されながらも、対応される方が、非常に今の時点で苦慮されているものが何なのか、学校がどういうところで困っているのか、市がどういうところで苦慮されているのか、そういう辺りもお話がいつか聞けたらいいなというふうに思います。

教育長

はい。わかりました。

今、何か説明できる内容はございますか。

学校教育課長

今後、文科省が掲げております、一括した管理システムの基で、学校の教育システムも起動していくわけですが、その過渡期にまだあるわけですから、いろいろなアカウントの管理であったり、そういったものが煩雑になっております。ここが、例えばアドバイザー等を派遣して調整しますけれども、各1校1校の対応となりますので、その辺りが今は大変だというふうに認識しています。

教育長

よろしいですか。また、何か今後資料になるものがありましたら、準備していただけたらありがたいです。

教育長

その他ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第13号を決定いたします。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。
よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして「令和4年第4回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

片 山 研 治 委 員 _____

吉 本 妙 子 委 員 _____